

第 84 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表化学試験・化学加工設備の項中「200円以上3,350円以下」を「240円以上3,690円以下」に改め、食品試験・食品加工設備の項中「50円以上5,300円以下」を「70円以上4,050円以下」に改め、機械試験・機械加工設備の項中「150円以上3,300円以下」を「140円以上3,470円以下」に改め、金属試験・金属加工設備の項中「200円以上3,950円以下」を「190円以上4,280円以下」に改め、木竹試験・木竹加工設備の項を削り、電気試験・電気加工設備の項中「50円以上1,500円以下」を「170円以上1,850円以下」に改め、有機薄膜試験・有機薄膜加工設備の項中「150円以上5,900円以下」を「180円以上6,020円以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県産業技術センターの設備の更新等に伴い使用料の額を改定するとともに、消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。